**おおいた高校生交通安全Ｓ－１グランプリ２０２４応募用紙**

**（大分県警察高校生交通安全動画グランプリ２０２４）**

【太字枠内は全て必須記載項目です。漏れなく記載してください】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応　募　日 | 令和**６**年月　　日 |  （整理番号　　　　　　　　　　） |
| 作　品　名 | 　**作品のタイトルを記載（例：守ろう、横断歩道での交通事故！）** |
| テーマ（いずれかにチェック） | [ ]  Ａ　横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進[ ]  Ｂ　自転車の安全利用の促進[ ]  Ｃ　高齢者の交通事故防止 |
| 作品を通じて伝えたいこと | 　作品を通じて伝えたいことや、作品の主旨を記載 |
| 学　校　名 | 　大分県立○○高等学校 |
| グループ |  グループ名　**（例　○○部○○グループ等）** |
|  代表者氏名**○○　○○（グループの代表者１名を記載）** |
|  参加人数　　○○人※代表者を含む撮影、演出、出演等動画作成に参加した人数の合計です |
| 学校連絡先(担当教諭等) |  〒  住所　○○市○○丁目○番○号 |
|  教諭氏名 　○○　○○（窓口となる宣誓の名前を記載） |
|  学校電話 　（学校の電話番号を記載） |
|  E-mail**（連絡が取れるメールアドレスを記載（学校のアドレスでも可））** |
| 道路使用許可番号 | 　　　　　　　警察署　第　　　　　号※撮影時、道路使用許可を得て公道で撮影した場合のみ記載 |
| 応募に当たって　のチェック |  裏面の応募に当たっての注意事項を読んでください。 確認したら□にチェックしてください。[ ] **応募に当たっての注意事項を全て確認しました。** |

|  |
| --- |
| 〈応募先〉(必ず作品を記録した電子媒体(DVD)と一緒に提出又は郵送してください)　事務局　〒870-8502　大分県大分市大手町三丁目１番１号　　　　　　　　　　　大分県警察本部交通部交通企画課安全係 ※持参の場合、受付を**平日(土日、休日を除く)9:00～17:00**とします。※提出、郵送のどちらの場合についても**令和６年９月６日(金)必着**です。※作品に不備があり、修正が必要な場合は再提出を求めることがありますが、８月30日（金）以降に提出された場合、期日の関係から再提出は認めません |

**応募に当たっての注意事項**

**１　動画撮影について**

　(1) 動画は15秒で制作してください。

 (2) 表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問いません。

　(3) 必ず、応募者によるオリジナル作品で未発表のものとしてください。

　(4) BGMを使用する場合は、オリジナル楽曲または著作権フリーの音楽としてください。

　**(5) 道路交通法やその他の法令を遵守してください。例えば、公道で自転車の二人乗りをしたり、スマートフォンで通話しながら運転する行為等の道路交通法違反や法令上又は管理者により入ることを禁じられている場所での撮影は失格となります。**

　**(6) 公道で撮影する場合は、道路使用許可を取得し、応募用紙に許可番号を記載してください。（管轄警察署で取得）**

　(7) 出演者には必ず承諾を得てください。出演者でなくても、容姿が映り込んでいる場合はその方への承諾も必要です。

　(8) 作品中の言語表現は日本語とします。他言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を付けてください。

　(9) 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由です。

　(10)テレビCMとして放送する場合はTV規格に準じて映像・音声等を編集することがあります。

**２　応募作品について**

　(1) 応募作品は広く公開されることになりますので、個人の氏名、居住地が特定されることがないように十分確認の上、応募してください。

　(2) 作品応募に係る一切の費用は応募者負担となります。

　(3) 作品の使用権及び著作権は事務局に帰属し、入賞作品等は大分県警察公式ＳＮＳ等で配信するとともに、入賞作品はテレビCMで放送します。その他、営利目的以外の用途で二次利用(複製、編集、上映、頒布等)を行います。

　(4) 応募作品が以下の内容に該当する場合は、**審査対象外とし、大分県警察は一切の責任を負いません。**

　　　・　第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの

　　　・　公序良俗に反するもの

　　　・　立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの

　　　・　応募者以外が撮影したもの

　　　・　他の動画サイト等で公開されている模作と判断されるもの

　　　・　営利を目的とした情報提供、広告宣伝又は勧誘行為に当たるもの

　　　・　個人、企業、団体等になりすましたもの

　　　・　本コンテストの適正な運営を妨げるもの

　　　・　その他主催者が不適切と判断するもの

　(5) 不正等が発覚した場合、当該作品を大分県警察公式YouTubeチャンネル等から削除するとともに表彰を取り消します。

**３　実施要綱等**

本グランプリの実施要綱や、制作の参考となるデータは大分県警察本部のＨＰで公開していますので、交通事故を防止するためにどのようなことが課題となっているのか、よく理解した上で動画の制作に当たってください。

大分県警察本部ＨＰ